

群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030(別冊)
促進区域の設定に関する基準(案)

令和〇年〇月

群 馬 県

1. 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改正され、国は、地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域との円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度を創設しました。

これにより、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、地域脱炭素化促進事業の目標、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。

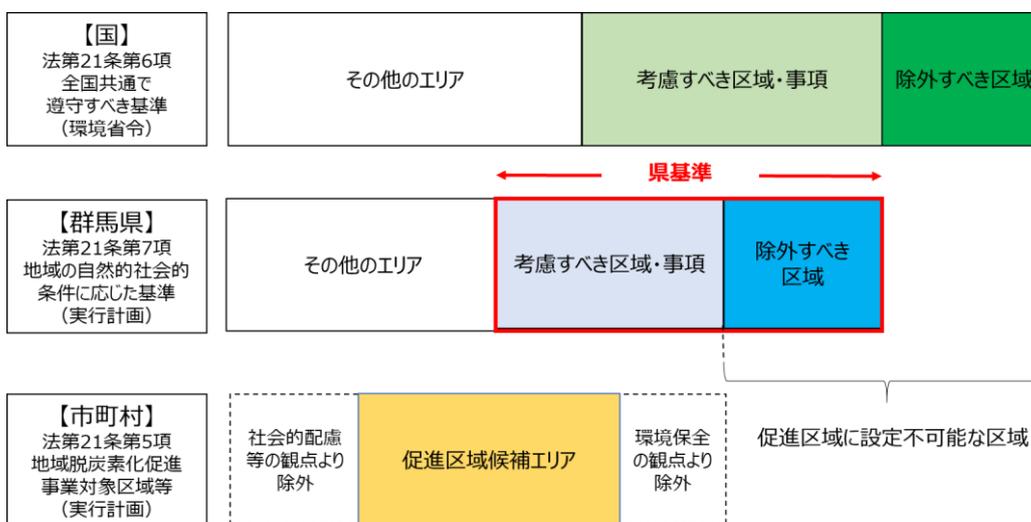
また、都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされました。

これを受け、群馬県は、群馬県地球温暖化対策実行計画に掲げる再生可能エネルギー導入目標の達成に向けて、地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進するため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、促進区域の設定に関する基準を定めます。

2. 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・県の基準に基づき、環境保全の観点及び社会的配慮の観点を考慮しながら促進区域等を設定します。



3. 基準の対象

(1)対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

太陽光発電施設

(2)対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根に、太陽光を電気に変換する設備(いわゆる「太陽光パネル」をいう。)を設置するもの。

※ただし、国の基準は適用。

<参考:国の基準>

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域)	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立・国定公園の 特別保護地区 海域公園地区 第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

考慮すべき区域・事項※		
区域	国立公園、国定公園(①以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	騒音その他生活環境への支障	-
※区域:促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要 事項:促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要		

4. 基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成11年総理府令第31号。(以下「省令」という。))第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」は次のとおりです。市町村は、次に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域)

環境配慮事項	区域名	根拠となる法令・条例等
土地の安定性への影響	保安林	森林法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川区域	河川法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区(※)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保全地区(※)	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生息地等保護区(※)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保全地区(※)	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	国が指定する特別天然記念物カモシカの保護地域	文化財保護法
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
地域を特徴づける生態系への影響	群馬県自然環境保全地域	群馬県自然環境保全条例
	群馬県緑地環境保全地域	

主要な眺望点及び 景観資源並び に主要な眺望景 観への影響	国立・国定公園の 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	自然公園法
	県立公園のうち赤城、榛名、妙義	群馬県立公園条例
	世界文化遺産の資産及びその緩 衝地帯	世界遺産条約
	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法
	重要文化的景観地区	群馬県文化財保護条例
	指定有形文化財 登録有形文化財 指定有形民俗文化財 登録有形民俗文化財	
その他	要措置区域	土壌汚染対策法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法
	甲種農地	
	第一種農地	
	史跡・名勝・天然記念物の指定地 区	文化財保護法 群馬県文化財保護条例

(※)は策定時点において、県内での指定なし

(2)促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項」は別表のとおりです。市町村は、促進区域の設定にあたり、表中の「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて、必要な情報を収集し、検討を行う必要があります。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置などが講じられるよう、「地域の環境の保全のための取組」に必要な取組を位置づけることが必要です。

5. 基準の見直し

この基準は、省令第5条の6第5項の規定により、本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件を勘案しつつ、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとします。